

川西市における地域手当について

1 地域手当について

地域手当とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給するものと定められています。これは国家公務員への手当について定めているもので、各市町村はこれを準用しつつ、財政状況に鑑み地域手当を支給しています。

川西市においては、地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額と定められており、国家公務員に対して支給される率を準用しています。

兵庫県の一覧(人事院規則九一四九 別表)

三級地(15/100)	西宮市、芦屋市、宝塚市
四級地(12/100)	神戸市
五級地(10/100)	尼崎市、伊丹市、川西市、三田市
六級地(6/100)	明石市、赤穂市
七級地(3/100)	姫路市、加古川市、三木市

2 川西市長等への地域手当の支給状況

川西市では、地域手当の支給対象を市長等の常勤の特別職と、一般職としています。

【川西市長等の地域手当額】

市長	98,200 円 / 月	(給料月額 982,000 × 0.10)
副市長	79,600 円 / 月	(給料月額 796,000 × 0.10)
教育長	69,500 円 / 月	(給料月額 695,000 × 0.10)

3 市長等に地域手当を支給していない自治体について

令和3年4月1日時点の阪神7市においては、尼崎市、芦屋市、西宮市、三田市が、市長等に対して地域手当を支給していません。

そのなかで、芦屋市では平成26年度の特別職報酬等審議会において、地域手当の廃止の答申が提出されています。主な廃止理由としては、「地域手当の支給が市民に分かりにくい」というものであり、改定額の検討については、給料月額と地域手当の合計額ベースで検討を行っています。